

平成 27 年 3 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社メディカルー光
 代表者役職氏名 代表取締役社長 南 野 利 久
 (コード番号: 3 3 5 3)
 問い合わせ先 常 務 取 締 役 大 西 登 志 和
 総 務 部 長
 TEL 0 5 9 - 2 2 6 - 1 1 9 3 (代表)

役員人事に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 27 日開催の取締役会において、平成 27 年 4 月 1 日付の役員人事を決定し、合わせて、平成 27 年 5 月 21 日付の役員人事を内定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、平成 27 年 5 月 21 日付の役員人事につきましては、同日開催予定の第 30 回定時株主総会において正式に決定される予定であります。

記

1. 平成 27 年 4 月 1 日付役員人事

氏 名	新役職名	旧役職名
酒向 良弘	常務取締役 管理本部長 兼 社長補佐 兼 社長室長 兼 経理財務部長 兼 開発部担当	取締役 管理本部長 兼 社長補佐 兼 社長室長 兼 経理財務部長 兼 開発部担当

2. 平成 27 年 5 月 21 日付役員人事

(1) 取締役候補者 12 名

氏 名	現 職 名
南野 利久	再任 代表取締役社長
櫻井 利治	再任 代表取締役専務取締役
廣枝 了三	再任 代表取締役専務取締役
大西 登志和	再任 常務取締役
酒向 良弘	再任 常務取締役 (4 月 1 日付)
迫間 祥浩	再任 取締役
安達 佳之	再任 取締役
高津 善之	再任 取締役

大木 潔	新任	株式会社ハピネライフケア 代表取締役社長
長谷川 好洋	新任	薬局人事部長
澤 宏紀	再任	社外取締役
滝口 広子	再任	社外取締役

(注) 澤宏紀氏、滝口広子氏は社外取締役候補者であります。

(2) 新任取締役候補者

氏名 (生年月日)	略歴	
おおき きよし 大木 潔 (昭和33年10月28日)	昭和56年4月 平成3年4月 平成7年4月 平成10年4月 平成15年1月 平成24年3月 平成26年3月 平成26年4月 平成26年6月 平成27年1月 平成27年1月 平成27年1月 平成27年1月	日本電気株式会社 入社 日本アジア投資株式会社 シンガポール事務所長 同社 名古屋支店長 同社 海外投資先企業部長 有限会社ケイ・フロンティアズ 代表取締役(現任) 株式会社さつき 取締役(現任) 株式会社ヘルスケア・キャピタル 取締役(現任) 株式会社ハピネライフケア 監査役 株式会社ヘルスケアー光 営業部長(現任) 株式会社ハピネライフケア 代表取締役社長(現任) 株式会社ハピネライフケア鳥取 代表取締役社長(現任) 有限会社ハピネカンパニー 代表取締役社長(現任) 株式会社ケアスタッフ 代表取締役社長(現任)
はせがわ よしひろ 長谷川 好洋 (昭和37年2月22日)	昭和60年4月 平成12年4月 平成20年9月 平成25年9月 平成25年10月 平成26年3月 平成26年7月	セッツ株式会社(現レンゴー株式会社) 入社 当社 入社 株式会社クリエイトエス・ディー 入社 薬事部長 当社 入社 当社 渉外購買部長 株式会社ヘルスケア・キャピタル 取締役(現任) 当社 薬局人事部長(現任)

(3) 退任予定取締役

黒田 一善 (取締役)

(注) 任期満了に伴い、平成27年5月21日開催予定の当社第30回定時株主総会終結の時をもって退任するものです。

<ご参考>

平成 27 年 5 月 21 日開催予定の第 30 回定時株主総会以降の取締役の体制は、以下のとおりとなる予定です。

新役職名（予定）	氏 名	備 考
代表取締役社長	南野 利久	現 代表取締役社長
代表取締役専務取締役	櫻井 利治	現 代表取締役専務取締役 管理本部担当 兼 総合企画部担当 兼 株式会社ヘルスケア一光 代表取締役社長
代表取締役専務取締役	廣枝 了三	現 代表取締役専務取締役 薬局事業本部担当
常務取締役	大西 登志和	現 常務取締役 特命担当 総務部長
常務取締役	酒向 良弘	現 取締役 管理本部長 兼 社長補佐 兼 社長室長 兼 経理財務部長 兼 開発部担当
取締役	迫間 祥浩	現 取締役 営業渉外本部長 兼 グループ渉外部長
取締役	安達 佳之	現 取締役 薬局事業本部長 兼 第六事業部長 兼 関東事業部長
取締役	高津 善之	現 取締役 管理本部副本部長 兼 人事部長
取締役	大木 潔	(新任) 現 株式会社ハピネライフケア 代表取締役社長
取締役	長谷川 好洋	(新任) 現 薬局人事部長
取締役（社外）	澤 宏紀	現 取締役（社外）
取締役（社外）	滝口 広子	現 取締役（社外）

(注) 上記取締役候補者の就任は、平成 27 年 5 月 21 日開催予定の第 30 回定時株主総会の決議により選任されることを条件といたします。

以 上